

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修について

1 住宅改修理由書の作成について

住宅改修については、改修前の事前申請の際に介護支援専門員の作成した理由書の提出が必要です。今年度の住宅改修事前申請において、実際には介護支援専門員は書類を作成も内容確認もしていないにも関わらず、事業者が作成した理由書を介護支援専門員の名前で市へ提出していた事例が発覚しました。

住宅改修における理由書は、介護支援専門員が改修前のアセスメントや施工内容・福祉用具の併用検討等適切なケアマネジメントを経て申請がされたことを確認する重要なものです。住宅改修事業者への周知及び説明をお願いいたします。

2 住宅改修の適切な施工について

先般、介護保険給付適正化事業の一環として住宅改修点検業務を行いました。被保険者自宅にて現場点検を行った所、適切とはいいがたい点検事例がありました。被保険者の身体状況や住環境から勘案して必要性が薄いにも関わらず、知人の建築業者の勧めでオーバースペックと思われる改修をしていた事例です。介護保険の住宅改修は被保険者の身体状況を加味して行われる工事が給付の対象となります。

つきましては、介護支援専門員の皆様には、理由書のご記入に際して改修前の丁寧なアセスメントと現場確認を行い、施工内容の検討や福祉用具の使用等改修以外の方法の提案及び改修後のモニタリングでの利用状況の確認等適切なケアマネジメントによる支援に努めていただきますようお願いいたします。

3 専門業者以外の建築業者への指導・助言について

介護保険の住宅改修はその性質から専門的知見が求められます。前述の住宅改修点検事業における不適切事例についても、介護保険住宅改修の専門業者ではない一般建築業者が施工を請け負ったものも多くありました。繰り返しになりますが、適切なケアマネジメントによる支援に努めるとともに、介護支援専門員の視点から申請者や施工業者への指導及び助言をお願いいたします。